

さくらの丘クリニック訪問看護 重要事項説明書(介護保険用)

当事業所はご契約者に対して訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスを提供させていただくに際し、契約を締結する前に、知っておいていただきたい当事業所の内容を説明させていただきます。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 黎明会 さくらの丘クリニック
事務所の所在地	広島県福山市駅家町大字法成寺108番地
代表者名	理事長 安部 博史
電話番号	084-972-2400

2. ご契約者へ訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスについて

(1) 事業の目的、運営方針

事業の目的	要支援及び要介護状態と認定されたご契約者にたいして、看護のサービスを提供し、居宅においてご契約者が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、心身の機能回復をめざすことを目的とします。
運営方針	ご契約者の心身の状態に応じたサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご契約者個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

(2) 事業所の職員体制(2024年6月1日現在)

職種	人員		
	常勤	非常勤	計
看護師	1名	3名	4名
准看護師			

(3) サービス提供日時及び実施地域

サービス提供日時	月曜日から土曜日 午前9時00分から午後6時00分まで
休業日	日曜日 (年末年始12/31~1/3を除く)
サービス提供実施地域	福山市(駅家町、御幸町、加茂町、芦田町、山野町、新市町、神辺町)

3. サービス内容

(1) 訪問看護

在宅での日常生活を支えるため、訪問看護師が必要なサービスを提供する。

(2) サービスの終了

ご契約者は、事業所に対して文言で通知することにより、7日以上の予告期間を持って届出することにより、予告期間満了日をもって契約は解除されます。

但し、ご契約者の病変、急な入院などやむを得ない事由がある場合は、契約終了希望日の1週間以内の通知でもこの契約を解除することができます。

4. 利用料金

(1) 介護保険サービス費

事業所が法律に基づき 介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合、自己負担は「介護保険負担割合証」に表示される負担割合となり、1割負担の場合は次の通りとなります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

①利用料（介護保険）

単位：円

料 金 表	訪問看護 提供時間	看護師	准看護師	
	20分未満 (要支援)	266 (256)	看護師が訪問した 場合の90%	
	30分未満 (要支援)	399 (382)		
	30分～60分未満 (要支援)	574 (553)		
	60分～90分未満 (要支援)	844 (814)		
	深夜等の加算			
	夜間(18:00～22:00) 早朝(6:00～8:00)	25%増し		
	深夜(22:00～6:00)	50%増し		
	同一の敷地内等に居住する利用者数に対する対応			
	49名以下の場合	通常90%		
50名以上の場合	通常85%			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
要介護1～4	2961	准看護師が訪問 した場合		
要介護5	3761	通常98%		

※ 原爆手帳・重度障害者医療受給者証をお持ちの方は利用料の自己負担分を助成する制度があります。

※ 当日のキャンセルは、キャンセル料（自己負担100%）をいただきます。但し、緊急やむを得ない事情がある場合は除きます。

②加算料金（介護保険）

加算の種類	加算の要件	頻度	実費
□初回加算	新規に訪問看護計画書を作成した場合	初回月のみ	350円
□緊急訪問看護加算	利用者・家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応ができ、必要に応じて緊急訪問を行うことができる体制である当事業所が、緊急訪問を行った場合	1回/月	325円
□特別管理加算（Ⅰ） □特別管理加算（Ⅱ）	特別な管理を必要とする利用者様に対し、当事業所が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。厚生労働大臣が定める区分に応じて（Ⅰ）（Ⅱ）が算定される。	1回/月	（Ⅰ）500円 （Ⅱ）250円
□退院時共同指導加算	病院・診療所または介護老人保健施設に入院・入所中の方が、退院・退所にあたり、訪問看護ステーションの看護師等が、退院時共同指導を行った後に、退院・退所後の初回の訪問看護を行った場合	初回月のみ	600円
□ターミナルケア加算	残された時間が穏やかでかつ意味のあるものに出来るよう、疼痛の管理・症状緩和・心のケア（家族の精神的なケア）など行い、利用者様や家族と共に医療者が「その時間」を共有させて頂きます。		2500円
□看護体制強化加算（Ⅰ） □看護体制強化加算（Ⅱ）	在宅における中重度の要介護者の療養生活に伴う医療ニーズへの対応ができる体制を整えた場合 ターミナル加算の算定者 5名以上<12ヶ月間> （Ⅰ） ターミナル加算の算定者 1名以上<12ヶ月間> （Ⅱ）	1回/月	（Ⅰ）550円 （Ⅱ）200円
□看護・介護職員連携強化加算	訪問介護事業所に対し、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合	1回/月	250円

※その他、必要に応じて加算を頂く場合があります。

（2）交通費

- ・当事業所のサービス提供実施地域へのサービス提供の場合は無料です。
- ・当事業所のサービス提供実施地域以外の場合は、公共交通機関による交通費の実費、また自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を超えた地点から、1kmあたり20円を実費として請求させていただきます。いずれの場合もご契約者に説明し同意をいただきます。

(3) キャンセル料

ご契約者の都合により、サービスの利用をキャンセルする場合は、サービス実施日の前日（その日が日曜日、12月31日～1月3日にあたる日はその前日）の午後5時までに事業所に申し出てください。当日になって、利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料を請求させていただきます。

但し、ご契約者の急変、急な入院等のやむを得ない事由がある場合は、請求いたしません。

(4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

② サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議いたします。

5. 要介護認定等を受けておられない方の利用料

(1) サービス利用料の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定などの結果が出た後、自己負担額を除く金額が、介護保険からご契約者に払い戻されます。（償還払い）
但し「暫定居宅サービス計画」が作成されている場合は、自己負担分のみお支払いいただきます。

(2) 要介護、要支援の認定を受けても、「暫定居宅サービス計画」が作成されていない場合は、サービス利用料の全額を一旦お支払いいただき、償還払いとなります。

(3) 認定結果が「自立」の場合は、「暫定居宅サービス計画」の作成有無にかかわらず、全額自己負担となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問看護師の交替

① ご契約者からの交替の申し出

訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者からの特定の訪問看護師の指名はできません。

② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により訪問看護師を交替することがあります。
訪問看護師を交替する場合はご契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(2) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者訪問看護計画に定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

9. 衛生管理

事業所は、従業員の清潔の保持及び健康の管理を行うとともに、事務所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

10. 個人情報の保護

- (1) 事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。
- (2) 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、関係機関、医療機関などに対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文章により利用者の同意を得ることとします。

11. 虐待の防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはこの再発を防止するための必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的開催、結果について周知します
- (2) 虐待防止の指針を整備します
- (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施します
- (4) 虐待防止の責任者の選定 責任者 繁岡 恭子

12. 身体拘束の禁止

事業所はサービスの提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します
- (2) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置、研修の実施します
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催し周知します

13. ハラスメントの禁止

事業所は、職場及び介護現場におけるハラスメントを防止し、ハラスメントの原因となりうる要因を十分に理解し、予防措置を講じ、発生時には迅速かつ公正な対応を行います。

- (1) ハラスメントの内容及び防止に関する方針の明確化
- (2) 従業員への周知及び啓発
- (3) 相談及び対応のための体制整備、窓口の設置
- (4) 措置を適切に実施するための責任者の選定 責任者 高田 明彦

14. 業務継続計画の策定等について

事業所は感染症や非常災害の発生時に利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

